

令和5年11月10日
住宅局住宅生産課

住宅の省エネ化への支援強化に関する予算案を閣議決定！ 国交省・経産省・環境省が連携して取り組みます！

～省エネ住宅の新築、住宅の省エネリフォームを支援する
「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）」を創設し、
省エネリフォーム支援を経済産業省・環境省と連携して実施～

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅の省エネ化の支援を強化するため、国土交通省は、高い省エネ性能を有する住宅の新築を支援する新たな補助制度を創設します。

また、国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォーム等に関する補助制度をそれぞれ実施するとともに、各事業をワンストップで利用可能とするなど連携して支援を行います。

※いずれも、国会での補正予算の成立が前提となります。

1. 背景

11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が閣議決定され、「家庭に対しては、子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得の支援を行うとともに、省エネ改修、断熱窓への改修、高効率の給湯器の導入支援をワンストップの窓口を設置して進める。」こととされました。

これを踏まえ、本日閣議決定された令和5年度補正予算案に、住宅の省エネ化への支援を強化するための補助制度が盛り込まれました。

2. 事業の概要

国土交通省は、子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅（長期優良住宅、ZEH住宅）の取得を支援します。

また、国土交通省、経済産業省及び環境省は、「住宅省エネ2023キャンペーン」に引き続き、3省がそれぞれ取り組む住宅の省エネリフォーム等を支援する補助制度を、ワンストップで利用可能とします。詳細は今後設置される事務局のHP等でお知らせします。

※ 国会で補正予算が成立することが前提となります。

(1) 高い省エネ性能を有する住宅の新築＜質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）【国土交通省】令和5年度補正予算案 2,100億円＞

- 高い省エネ性能を有する新築住宅（長期優良住宅、ZEH住宅）の取得に対して支援。
- 子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、長期優良住宅の場合は100万円／戸、ZEH住宅の場合は80万円／戸の補助金を交付。

(2) 3省の連携による住宅の省エネリフォーム等

①省エネ改修

1) 高断熱窓の設置<断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業【環境省】(令和5年度補正予算案 1,350億円)>

- 補助金は、断熱改修工事を行う事業者の申請に基づき、住宅所有者に補助金全額が還元されることを条件に、当該事業者に対して交付。
- 高断熱窓(熱貫流率Uw1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)への断熱改修工事に対して支援。
- 工事内容に応じて定額を交付。(補助率1/2相当等。1戸あたり最大200万円。)

2) 高効率給湯器の設置<高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金【経済産業省】令和5年度補正予算案 580億円)>

- 一定の基準を満たした高効率給湯器を導入する場合、機器・性能ごとに設けられた定額を支援。
- 寒冷地において高額な電気代の要因となっている設備(蓄熱暖房機や電気温水器)を一新するため、高効率給湯器の導入とあわせて、こうした設備を撤去する場合には、加算補助。
- 補助金は、給湯器導入を行う事業者等の申請に基づき、消費者等に補助金全額が還元されることを条件に、当該事業者に対して交付予定。

3) 既存賃貸集合住宅向けエコジョーズ等取替<既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業【経済産業省】(令和5年度補正予算案 185億円)>

- 既存賃貸集合住宅において、一定の基準を満たしたエコジョーズまたはエコフィールに取り替える^{*}場合、機能ごとに設けられた定額を支援。
※従来型給湯器からの取替に限る。
- 補助金は、給湯器の交換を行う事業者等の申請に基づき、賃貸オーナー等に補助金全額が還元されることを条件に、当該事業者に対して交付予定。
- 補助額は以下のとおり。
 - ・ 追い焚き機能なしエコジョーズ/エコフィールへの取替: 5万円/台
 - ・ 追い焚き機能ありエコジョーズ/エコフィールへの取替: 7万円/台

4) 開口部・躯体等の省エネ改修工事<質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)【国土交通省】(令和5年度補正予算案 2,100億円)>

- 住宅の開口部・壁等に対する一定の断熱改修やエコ住宅設備の設置等の省エネリフォームを行う場合に工事内容に応じた定額を支援。
- それぞれ以下のとおり支援(いずれも②との合計)
 - i) 子育て世帯又は若者夫婦世帯の場合
 - ・ 既存住宅の購入を伴う場合は最大60万円/戸
 - ・ 長期優良リフォームの場合は最大45万円/戸
 - ・ 上記以外のリフォームを行う場合は最大30万円/戸
 - ii) その他の世帯の場合
 - ・ 長期優良リフォームの場合は最大30万円/戸
 - ・ 上記以外のリフォームを行う場合は最大20万円/戸

②その他のリフォーム工事<質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）【国土交通省】（令和5年度補正予算案 2,100億円）>

- 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等を行う場合に工事内容に応じた定額を支援（①1）～4）のいずれかの工事を行った場合に限る）。

【補足事項】

- 国土交通省が実施する「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）」は、令和5年11月2日以降に対象工事（新築：基礎工事より後の工程の工事、リフォーム：リフォーム工事）に着手したものを対象とする。
- 環境省が実施する「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」、経済産業省が実施する「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」は、補正予算案閣議決定日（令和5年11月10日）以降に契約（リフォーム工事に係る請負契約や給湯器の売買契約の締結等）を行い、申請する事業者が所定の手続きにより事務局（今後事業ごとに国が選定）の登録を受けた後（住宅省エネ2023キャンペーン 先進的窓リノベ事業の登録事業者は環境省が実施する「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」の事務局開設日（令和5年12月中旬予定）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降、住宅省エネ2023キャンペーン 給湯省エネ事業の登録事業者は経済産業省が実施する「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」の事務局開設日（令和5年12月中旬予定）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限り。

3. 参考資料

（別添1）質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）の概要

【国土交通省】※事業の詳細は下記URLを参照

（別添2）住宅の省エネリフォームへの支援の強化【3省連携】

（別添3）断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業の概要

【環境省】

（別添4）高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金の概要

【経済産業省】

（別添5）既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業の概要【経済産業省】

◆質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）【国土交通省】の詳細

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html

※国土交通省の「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）」については、以下の窓口まで問い合わせください。

<質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）お問い合わせ窓口>

電話番号 03-6632-9955（通話料がかかります）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を含む）

(各省の問い合わせ先)

○質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）関連

国土交通省住宅局住宅生産課

電話:03-5253-8111(内線 39471)

○高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業関連

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

電話:03-3501-1511(内線 4541~6)

03-3501-8396(FAX)

○断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業等関連

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)の概要

令和5年度補正予算案 : 2100億円

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯*による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯: 18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯: 夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

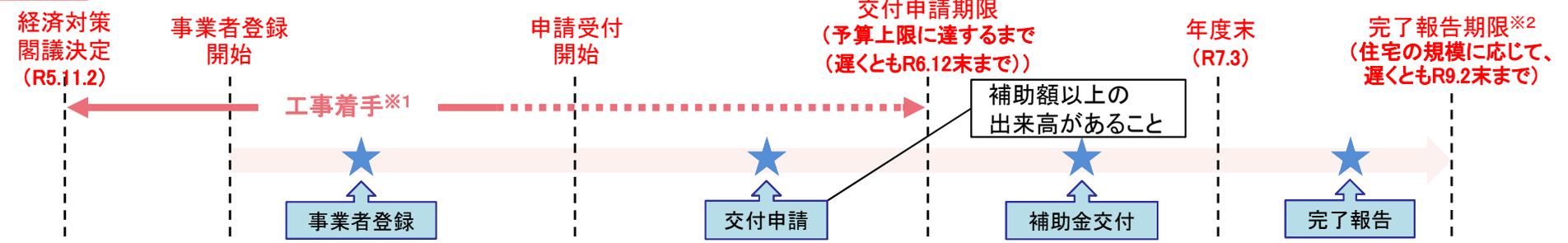
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	① 100万円/戸 ② 80万円/戸 ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額 (i) 市街化調整区域 (ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)

住宅のリフォーム*1

対象工事	補助額
① 住宅の省エネ改修 ② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限る。)*2	リフォーム工事内容に応じて定める額* ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(*2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施

*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

住宅の省エネルギーフォームへの支援の強化

令和5年度補正予算案

・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）	1350億円
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）	580億円
・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）	185億円
・質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）（国土交通省）	2100億円（新築・リフォームの合計）

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

➡ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネルギーフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,3 先進的窓リノベ事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 給湯器※2,3 高効率給湯器の設置 給湯省エネ事業	高効率給湯器 (a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円、(b)13万、(c)20万円
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※4 国土交通省支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸
②その他のリフォーム工事※4 (①1)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)による支援(令和5年度補正予算)

※2 高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)による支援(令和5年度補正予算)

※3 補正予算案閣議決定日(令和5年11月10日)以降に契約を締結し、事業者登録後(①住宅省エネ2023キャンペーン先進的窓リノベ事業の登録事業者は※1事業の事務局開設日(令和5年12月中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降、②住宅省エネ2023キャンペーン給湯省エネ事業の登録事業者は※2事業の事務局開設日(令和5年12月中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したものに限る。

※4 「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援(仮称)」(国土交通省)による支援。経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、リフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



デコ活
くらしの中のエコロがけ



【令和5年度補正予算(案) 135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減(2013年度比)に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- ・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額(補助率1/2相当等)

対象：窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事

(熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トッパー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

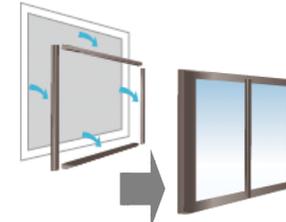
- | | |
|------------|----------------------|
| ■ 事業形態 | ① 間接補助事業 ② 委託事業 |
| ■ 補助対象・委託先 | ① 住宅の所有者等 ② 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和5年度 |

4. 補助事業対象の例

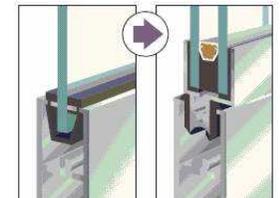
内窓設置



外窓交換



ガラス交換



【現状】

日本の住宅の7割は
単板ガラス窓のみ

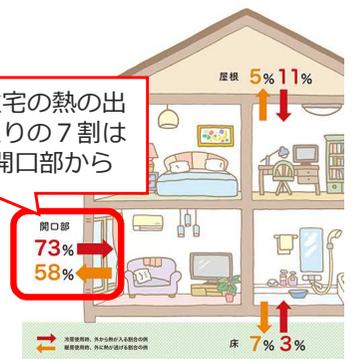
すべての窓が
二重サッシ又は
複層ガラス窓
(15%)

二重サッシ又は
複層ガラス窓
なし (68%)

一部の窓が
二重サッシ又は
複層ガラス窓
(14%)

住宅の熱の出
入りの7割は
開口部から

開口部
73%
58%



出典：H30住宅・土地統計調査

参照：(一社)日本建材・住宅設備産業協会省エネルギー建材普及促進センター「省エネ建材で、快適な家、健康な家」

